

#### R6. 7. 1 質問事項への回答

Q. (5) レイアウト、平面図及びイメージ図

- ・レイアウト・平面図について、業者が作成した本格的なもの・詳細なものでないとだめですか?業者選定 前につき、職員作成レベルのものでもよいですか?

A. 職員作成レベルのもので可とします。

Q. (6) 既存の類似テナントの実績

- ・類似テナントとは、今回のようにテナント(賃貸)で入っている営業店のことを指しますか?
- ・実績とは契約実績(契約期間・金額・契約先等)を指しますか?または営業店の業績(経常収益等)のことですか?

A. テナント(賃貸)で営業している事業所・店舗の営業実績を提出してください。

Q. (7) 資金計画書(様式 4-1, 4-2)

- ・資金計画書の様式 4-2 について、別紙(例:総会議案書に記載)にて資金・収支計画書を添付してもよいですか?

A. 様式が実情に合わない場合は、別紙に資料添付でも可とします。

Q. (8) 申請者事業概要(様式 5-1, 5-2)

- ・様式 5-2 について、契約金額とは賃貸料という理解でよいですか?

A. 契約金額はテナント賃貸料の理解で問題ありません。

Q. 売上金額は経常収益とみなしていますがそれでよいですか?

A. 経常収益で問題ありません。

Q. ※にあるとおり、賃貸の場合、契約先(賃貸先)との契約書は添付必要ですか?

A. 賃貸の場合、賃貸借契約書の添付をお願いします。

Q. ※にあるとおり、主な営業店 10 箇所の記載でよろしいですか?

A. 主な営業店 10 箇所の記載で問題ありません。

Q. 4. 応募に係る注意事項

・提出済みの応募書類はいかなる理由があっても修正及び撤回することはできませんとありますが、資金計画書(様式 4-1)に記載の必要資金は現時点で概算費用なのですが、この金額が変更となることは認められますか?(業者選定前・業者見積前なので、金額が変わることが想定されます。)

A. 資金計画書について、内装等工事費等の施工費用は工事の進捗状況により流動が見込まれるものであるため、必要資金の見積は概算になると認識しております。業者選定後、金額が変動することは問題ありません。

Q. 営業車を置かせていただく場所がありますか?その場合の賃料はおいくらですか?

A. 営業車に関しては、別途小浜市に庁舎の使用許可申請書(毎年)を提出いただくことで、1台あたり 15,230 円(年額・R6 の場合)で庁舎敷地内に駐車いただけます。

Q. お客様の駐車場は小浜市役所駐車場を利用してもよいですか?

A. お客様用駐車場に関しては、庁舎前駐車場をご利用いただいて問題ありません。